

# 「大阪市立特別支援学校の教育条件の低下を生じさせないための緊急要望書」への 大阪府教育委員会回答に対する私たちの立場

大阪障害児教育運動連絡会 代表 卜部 秀二

2016年1月12日に提出した表記緊急要望書に対して、2月3日付で大阪府教育委員会から回答が寄せられました。以下に、あらためて私たちの要望と大阪府教育委員会の回答を記すとともに、その回答内容に対する私たちの反論をお示しします。

今回の大阪府教育委員会の回答は、大阪府移管に伴いこれまで「教育諸条件は後退させない」と繰り返してきた大阪市教育委員会・大阪府教育委員会の約束には何の根拠もないことが明らかになる一方、教育諸条件の具体的な後退内容がより鮮明になってきました。あらためて大阪市立特別支援学校の大阪府への移管をいったん凍結するとともに、教育諸条件の後退を生じさせないために、移管の白紙撤回を強く求めるものです。

要 望 項 目	府 教 委 回 答	府教委回答への反論
1. 視覚特別支援学校、聾学校の早期教育を継続実施すること。	<p>○幼稚園への入園資格は、学校教育法第26条に「幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」と規定されることから、<u>学校において0、1、2歳児を対象とする早期教育を実施するということはありません。</u></p> <p>○幼稚部入学前の視覚や聴覚に障がいのある乳幼児の支援としては、現在でも府立、市立ともに教育相談という形で各校において早期教育相談を実施していますが、これについては、各支援学校におけるセンター的役割として、<u>地域と連携しながら、乳幼児の支援にも対応していくものであり、移管後も引き続き実施していきます。</u></p>	<p>⇒大阪市において、特別支援学校で早期教育相談として現在実施されている0、1、2歳児への取り組みは、府は認めていません。子どもたちと直接かかわる早期教育と、単なる教育相談では大きな違いがあります。移管時点だけでなく、現在の取り組みを継続することを府教委が認める保障はありません。</p>
2. 聾学校寄宿舎の移管後の見直し、廃舎は行わないこと。	<p>○現在、大阪市立特別支援学校に設置されている寄宿舎については、<u>利用している児童生徒に不利益が生じないように移管後も継続していく予定です。</u></p> <p>○なお、今後のあり方については、入舎状況や児童生徒のニーズ、施設の状況を踏まえて、検討していく予定です。</p>	<p>国会での論議・政府答弁でも明らかなように、障害のある子どもの、自立、社会参加に関して寄宿舎の役割は極めて大きいです。「利用している児童生徒に不利益が生じないように移管後も継続」との回答は、最年少の子どもが卒業等で寄宿舎を離れるまでというものであり、廃舎が前提となっているものとは言えません。継続・充実発展の道筋をこそ検討すべきです。</p>
3. 障がいの実態に合った5段階調理を継続実施すること。	<p>○現在大阪府で実施している<u>肢体不自由校の二次調理（段階食）については、移管後も引き続き実施してまいりたいと考えております。</u></p>	<p>大阪市では、経管栄養の子どもさんには、状況に応じて「5段階」を超える対応を行っています。後退の危惧を持ちます。</p>
4. 給食調理の民間委託を行わないこと。	<p>○現在、府立支援学校では、児童生徒の障がいに応じた段階食などの提供について、調理時に集中的に人員配置するなど、効果的・効率的な観点から、調理業務の民間委託化を実施しているところでございます。</p> <p>○今回、<u>大阪市から移管する支援学校においても、同様の観点から、順次民間委託化を図っていくこととしております。</u></p>	<p>民間委託による問題は起こっていないのでしょうか。府立のある支援学校では、1学期だけで調理従事者の変更が51回も行われ、事故が起きても不思議でない事態も起こりました。民間委託化で、安心・安全な学校給食が維持できるのか、私たちは強く危惧しています。</p>

<p>5. 給食費の値上げ、卒業証明書発行の有料化を行わないこと。</p>	<p>○在学証明書等の発行については、在学中はこれまでと同様、無料です。 ○卒業後に成績証明書等を申請される場合は、他の府立学校と同様に、<u>府立学校条例に基づいて1通につき事務手数料400円が必要となります。</u> ○また、証明書の申請、発行は在校生、卒業生ともに、これまでと同様に各学校にて行います。 ○調理業務の民間委託を実施した翌年度から学校独自の献立に移行し、食材の調達を学校単位で行うこととしており、給食費が変動する可能性はありますが、<u>現行の給食費より大幅に上昇することのないように努めてまいります。</u></p>	<p>府移管されることにより、成績証明書等の発行は有料になると明言しています。</p> <p>給食費の値上げは避けられないということを表明しています。</p>
<p>6. 大阪市独自の視覚・聾の専攻科生の就学奨励費を継続実施すること。</p>	<p>○大阪市独自の専攻科における就学奨励費の支給制度は、移管される市立特別支援学校の専攻科に、平成27年度時点で在籍する生徒を対象に、大阪市において継続実施できるよう調整しています。 ○なお、<u>平成28年度以降の入学生については、この制度の対象にはなりませんので、ご理解願います。</u></p>	<p>大阪市独自の視覚・聾の専攻科生の就学奨励費は廃止されるということを明言しています。「専攻科の就学奨励費があったから、今の私がある。廃止は論外（市立視覚特別支援学校卒業生）」。</p>
<p>7. 「実習助手」の大幅削減を行わないこと。</p>	<p>○大阪市では、肢体不自由児校等で、児童生徒の移動や日常生活等の訓練補助を行う日常生活訓練助手を大阪市の単独事業として配置していましたが、平成27年度にこれらを実習助手に職種変更して配置しています。 ○大阪市立特別支援学校の大阪府への移管にあたっては、在校生に移管による影響を与えないように配慮すると認識の下、大阪市立特別支援学校における各事業のサービス水準を概ね維持できるよう、大阪市・大阪府の教育委員会間で、協議を行ってきたところです。 ○日常生活訓練助手が行っていた当該業務については、大阪府立支援学校においては、<u>府の配置基準に基づき配置された教員が現に実施している内容であることから、大阪府に移管せず、実習助手も含めた府の教職員配置で対応する旨、大阪市・大阪府教育委員会間の協議において合意しているところ</u>です。 ○今後は、大阪府・大阪市教育委員会の協議を踏まえ、府の配置基準に基づき、<u>当該業務の執行に必要な、教員・実習助手その他の教職員が配置できるよう、予算編成や人事配置に努めてまいります。</u></p>	<p>大阪市においても教員が実施している内容であることは同じで、実習助手を減らす理由にはなりません。大阪市は必要性を認めて、「標準法」「府の配置基準」に加えて、大阪市立特別支援学校で独自に24名の実習助手の先生を肢体不自由校を中心に配置していました。大阪市立肢体不自由校においては移管後、実習助手の先生の数は光陽11名→2名、西淀川8名→2名、平野8名→2名、東住吉9名→4名と減ります。これは、大きな教育環境の低下です。</p> <p>教諭総数は、児童生徒数・学級数等によって決まってきます(「標準法」)。実習助手の先生が減る分を教諭等で補うということは、他校の教諭を回してくるということであり、教育環境の低下であることに変わりはありません。</p>
<p>8. 光陽特別支援学校病弱教育部門(通学籍)の教育の移管後の見直し・廃止を行わないこと。</p>	<p>○病弱教育部門のあり方については、今後の在籍状況やニーズをふまえて検討してまいります。</p>	<p>2014年9月25日、府教委は「光陽病弱教育部門(通学籍)、2人は見直しする。今いる2人については卒業する平成27年度までは対応する。」と言っています。この教育のニーズはたくさんあるのに、移管後の廃止が前提となっています。</p>
<p>9. 理学療法士等派遣回数削減を行わないこと。</p>	<p>○現在、大阪市立特別支援学校の肢体不自由校に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による療育相談は、移管後は肢体不自由校のみならず、全ての支援学校において活用できる大阪府の「福祉・医療関係人材活用事業」により対応できるよう調整しています。</p>	<p>理学療法士派遣は、大阪市の肢体不自由校で年42回派遣されていました。移管後は、学校の希望に応じて予算の範囲(平均16回、1回3時間)と言われています。最も必要とされる肢体不自由校における回数減は教育環境の低下です。</p>

<p>10. 医療的ケアの必要な子どもについて市立で行われてきた通学保障を後退させないこと。</p>	<p>○<u>看護師同乗の介護タクシー事業については、大阪市において継続実施することになっています。</u> ○なお、乗車中に医療的ケアが必要な児童生徒の通学バス乗車については、<u>府も市と同様に原則として認めておりません。</u></p>	<p>看護師同乗の介護タクシー事業は、いつまで続けられるのでしょうか。同乗の看護師は誰が探すのでしょうか。これらの懸念への回答はありません。  医ケアを要する児童の通学バス利用は、大阪市においては、例外的に認められています。</p>
<p>11. 学校維持運営費は現行水準を維持すること。</p>	<p>○<u>学校維持運営費につきましては、必要な教育水準を確保できるよう予算要求しているところであります。</u> ○府の財政状況が厳しいところではありませんが、現府立支援学校と同様に学校運営に支障が生じないよう必要な予算の確保に努めてまいりたいと存じます。</p>	<p>⇒試算では、移管後は、知的障害校で約30パーセントの減(1000万円が約700万円に)、肢体不自由校では50%程度の減(1000万円が5百数十万円に)です。府と市の違いは明らかです。「激変緩和」の措置をとられたとしても、やがては府の基準にもとづいたものになるということではないでしょうか。教育環境の大きな低下だと考えます。</p>
<p>12. 大阪市では公費化されている、画用紙・粘土・芸術鑑賞の行事などの費用について保護者負担としないこと。</p>	<p>○府立学校では、直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものについては<u>原則として保護者負担とさせていただきます。</u> ○移管校につきましては、児童・生徒及び保護者の方への影響にも留意しながら適切に運用してまいります。</p>	<p>保護者の負担増を明言しています。  校長裁量の予算で「激変緩和」の措置が取られたとしても、いつまでも続くものではないと考えます。</p>
<p>13. 学校図書館図書の整備費用について現行50万円程度の水準を維持すること。</p>	<p>○学校図書館図書の整備費用については、府では学校配当予算の中で図書費として<u>府の基準額で算入しております。</u>移管後におきましては、学校へ配当する予算の範囲内でご対応いただきたいと存じます。 ○府の財政状況が厳しい中ではございますが、今後も必要な予算の確保に努めてまいりたいと存じます。</p>	<p>府の基準額は9万円に対して大阪市では、1校約50万円程度が学校図書館図書の整備費用として措置されていました。教育環境が大きく低下します。</p>
<p>14. 大阪府立学校保健事業で、希望をすれば年3回、学校医、歯科衛生士が歯磨き指導、フッ化物塗布を行っている事業について継続実施すること。</p>	<p>○大阪府においては同様の事業を実施いたしておりません。 ○今後は、学校の裁量で、学校歯科医等より歯みがき指導等を実施していただくこととなります。</p>	<p>大事な事業ですが、府では行わないということです。</p>
<p>15. 性教育の外部講師による講話について、大阪府立特別支援学校において、保健師・助産師が講師として無料で派遣されている事業を継続実施すること。</p>	<p>○<u>ご要望の事業については、大阪市の事業として実施しているものではないと聞いております。</u> ○今後も、学校の裁量で実施していただくこととなります。</p>	<p>「生と性に関する健康教育事業」、大阪市では、区で取り扱われているもので、今年度もお願いをしました。そこで受けていただいた時に、府立になったらできませんと言われていました。</p>
<p>16. 点字教科書・指導書の購入費用について現行水準を維持すること。</p>	<p>○点字教科書・指導書の購入費用につきましては、府では厳しい財政状況の中ではありますが、<u>学校運営に支障が生じないよう必要な予算の確保に努めてまいります。</u></p>	<p>府立では、予算がないということで、教師用指導書や視覚障害のない教師用の点字教科書は、アンケートをとって必要性の高いところから毎年少しずつ購入・配布していると聞いています。必要な教科になかなか行き渡っていないとも聞いています。一般校では全教科そろっており、視覚特別支援学校も準ずる課程がある以上予算措置がなされるべきです。</p>

なお上記以外にも、ALT（外国人の英語の講師）の引きあげ（来年度は各学校が講師を探してきて学校が校費から賃金を支払う）、大阪府で行われていたスクールアドバイザーによる相談・支援（ユニバーサルサポート事業）の終了（平成27年度）、大阪市内の幼稚園・小中高等学校の発達障害等に関する相談や研修への支援の後退、鶴見緑地公園乗馬体が有料になる、入学検定時の医師の健康診断の廃止などの影響が生じることが明らかになってきています。

以上